

地域で楽しむ文化芸術体験事業 委託業務企画提案競技実施要領

1 目的

令和8年度地域で楽しむ文化芸術体験事業委託業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

地域で楽しむ文化芸術体験事業 委託業務仕様書による。

3 契約上限額

11,758,780円（消費及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「催事企画展示」の者、又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和8年6月17日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和8年6月22日（月）午後5時まで |
| (3) 事前説明会 | 令和8年6月23日（火）午後2時から |

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (4) 質問等の締切 | 令和8年6月26日(金)午後5時まで |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年6月30日(火)午後5時まで |
| (6) 企画提案書の提出締切 | 令和8年7月10日(金)午後5時まで |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年7月中旬 ※予定 |

8 事前説明会の開催

- (1) 日時 令和8年6月23日(火)午後2時から
- (2) 開催方法 オンライン (Microsoft Teams)
- (3) 申込期限 令和8年6月22日(月)午後5時まで
- (4) 申込方法

事前説明会に参加を希望する者は、メール本文に団体名と参加者氏名を入力し、下記17の担当者にメールを送信すること。申込者には、電子メールで招待URLを送付する。

9 質問の受付及び回答

企画提案競技及び委託業務仕様書に関する質問は、企画提案競技質問書(別紙3)を提出すること。

- (1) 提出先
下記17を参照
- (2) 提出期限
令和8年6月26日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、軽微なものを除き、県ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しない。

10 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。

- (1) 提出先
下記17を参照
- (2) 提出期限
令和8年6月30日(火)午後5時まで
- (3) 提出方法
電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

11 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
提出する企画案は、1社1案のみとする。

- ① 企画書(正本1部、副本4部)

企画書には、少なくとも次の事項を記載すること。(詳細は「地域で楽しむ文化芸術体験事業 委託業務仕様書 6.業務内容」を参照し、具体的に記述すること。)

ア 事業計画の概要

イ 実施地域及び会場等の案

- ウ 各地域における鑑賞プログラム及び体験プログラムの企画案
- エ アーティスト、講師、出演者等の選定案
- オ 広報及び周知の方法
- カ 当日運営体制
- キ 安全管理及び危機管理の考え方
- ク 業務工程表
- ケ 類似業務実績

② 見積書 1部

宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

③ 誓約書（別紙2）1部

(2) 提出先

下記17を参照

(3) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

(5) 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

12 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

（審査基準）

審査項目	審査内容
コンセプト	本事業の趣旨について理解し、仕様書に沿った提案内容となっているか。
企画内容・プログラム構成	参加者が楽しみながら鑑賞、体験できる魅力的な内容となっているか。
業務実施体制	業務を安定的に実施し、県からの要望に迅速に対応できる体制になっているか。
広報・周知方法	事業の対象者に効果的に情報が届く広報・周知方法となっているか。
類似業務の実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。
価格の優位性	提案価格に優位性はあるか。 ※ $(1 - (\text{見積額} / \text{予定価格})) \times 5$ （小数点以下四捨五入）

13 審査結果の通知

採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

14 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、当該参加者に書面で通知するものとする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき
- (3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- (4) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- (5) 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

15 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 契約に要する手続きは、候補者負担とする。
- (4) 契約保証金は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

16 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

17 書類提出及び問合せ先

- (1)住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2)担当 宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当 (担当 田中、山口)
- (3)電話番号 0985-26-7117
- (4)メールアドレス miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当 山口 行き

企画提案競技 参加申込書

(地域で楽しむ文化芸術体験事業 委託業務)

会社名	
代表者職氏名	
担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

※ 確認のため、電子メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。
(電話：0985-26-7117)

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住所
フリガナ
氏名

印

(法人にあつては名称及びその代表者職氏名)

誓 約 書

私は、地域で楽しむ文化芸術体験事業 委託業務の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「催事企画展示」の者、又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

宮崎県総合政策部みやざき文化振興課文化企画担当 山口 行き
(E-mail : miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp)

企画提案競技 質問書

(地域で楽しむ文化芸術体験事業 委託業務)

会社名	
担当者氏名	
【質問内容】	

※ 確認のため、電子メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。
(電話 : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 1 7)